

神奈川県内における裁判員制度に関するよくある質問

裁判員制度は、平成21年5月21日にスタートしました。神奈川県内の裁判員裁判は、横浜地裁本庁と小田原支部（以下「横浜地裁」）で行われており、令和4年12月までの間に、833人に判決が言い渡されました。

県民のみなさまのご協力に深く感謝いたします。

ここでは、神奈川県内における裁判員制度の実施状況（統計データ、裁判員等経験者アンケート結果）に基づいて、よくある質問にお答えいたします。

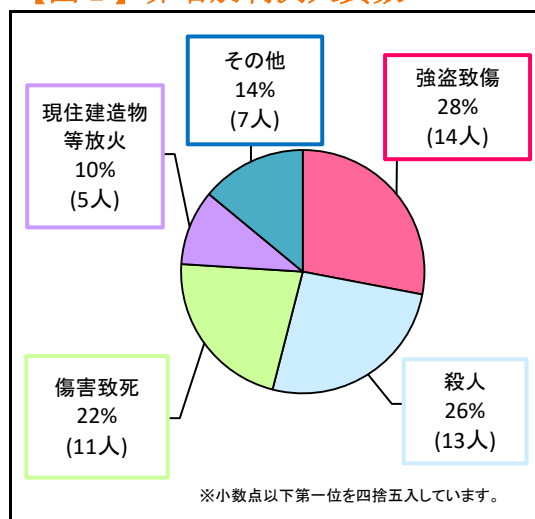
1 どんな事件の裁判をするのですか？

裁判員裁判の対象事件は、一定の重大な犯罪であり、例えば、殺人、強盗致死傷、覚醒剤取締法違反（利益を目的とした輸入など）、現住建造物等放火などがあります。

すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民のみなさまの負担が大きくなるため、国民のみなさまの意見を取り入れるのにふさわしい、国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行っています。

横浜地裁において、令和4年1月から12月までに行われた裁判員裁判の判決人員（50人）の内訳を罪名別でみると、【図1】のと通りの順になっています。

【図1】罪名別判決人員数

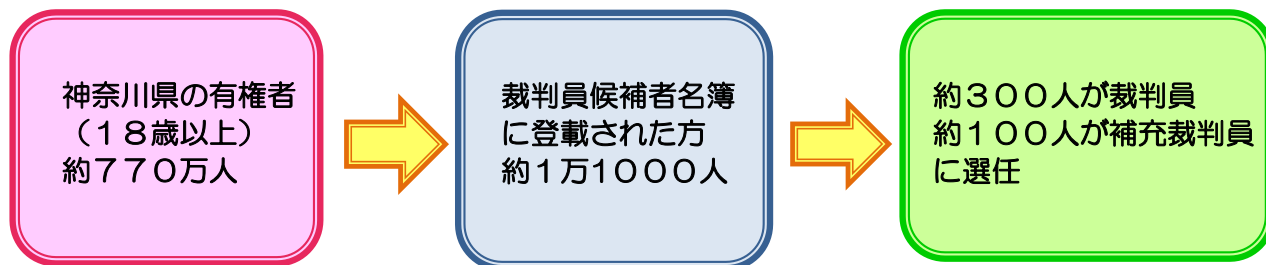


2 裁判員に選ばれる確率はどのくらいですか？

横浜地裁において、令和4年に裁判員あるいは補充裁判員に選ばれた方は約400人でした。これを前提にすると、裁判員等には選ばれる確率は、神奈川県内で1年あたり、有権者の約1万9000人に1人程度（約0.005%）となります。

また、1事件あたりの平均でみると、令和4年は裁判員候補者として約70人の方に「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を発送しています。裁判所で行われる選任手続期日当日には約30人の方にお越しいただき、この中からくじで6人の裁判員（※）が選ばれました。

※事件によっては、裁判員6名の他に、数名の補充裁判員を選ぶことがあります。



3 裁判所へ行かなければならない日は、都合が悪いのですが。

「裁判員等選任手続期日のお知らせ」に記載された日時にご都合がつかない方は、同封の「質問票」に具体的なお事情を記載して裁判所へご返送ください。

裁判員に選ばれた場合には、記載された全ての日に裁判所にお越しいただくことになりますので、1日でもご都合がつかない場合には、裁判所にご事情をお知らせください。

裁判所は、質問票に記入していただいた内容を基に辞退が認められるかの判断をさせていただきます。辞退が認められた場合には、その旨の通知をお送りします。この場合、裁判所にお越しいただく必要はありません。

質問票の提出後にご都合がつかなくなった場合には、裁判所へご連絡ください。

4 選任手続では、どのようなことをするのですか？

選任手続では、事件の概要などを説明した後、裁判長から改めて裁判員になることについて差し支えがないかなど、いくつか質問をさせていただき、裁判員を選任する抽選を行います。

選任手続にかかる時間は、およそ1時間半から2時間程度です。

裁判員に選ばれた方は、午前中に選任手続が行われた場合、その日の午後から裁判に参加していただく場合もあります。

なお、服装についてのきまりはありませんので、普通の服装でお越しいただければ結構です。

(選任手続で使用する施設案内について、横浜地裁本庁は[こちら](#)。小田原支部は[こちら](#)。)

5 裁判員に選ばれなかった場合には、どうなるのですか？

裁判員に選ばれなかった方は、選任手続が終了した時点でお帰りいただけます。

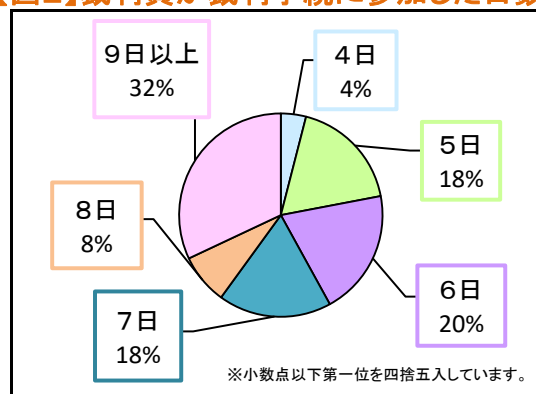
辞退が認められた方は、その年の別の事件で再び裁判員候補者に選ばれることがあります(その場合には、改めて「裁判員等選任手続期日のお知らせ」が送付されます)。

それ以外の方は、その年に別の事件で裁判員候補者に選ばれることはありません。

6 裁判員になったら、何日くらい裁判所に行かなければならないのですか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえませんが、横浜地裁では、【図2】のとおり、多くの事件が7日前後で終了しています。

【図2】裁判員が裁判手続に参加した日数



■選任手続期日にお越しいただいた方の声■

○オリエンテーションが分かりやすく、スムーズに進んで良いと思いました。堅苦しさを感せず、落ち着いて参加できました。

○いろいろな世代の人が関わることができ、参加する意義を感じました。

○感染予防対策もしっかりしており、無駄な時間もなくて良かったと思います。

○実際に来るまでの間は不安な気持ちがありましたが、当日は全員が分かるような丁寧な説明や案内などで、その不安な気持ちがなくなりました。

○家族や友人にも裁判員制度についていろいろ話したいと思う機会となりました。

7 裁判員になったら、どんなことをするのですか？

1. 公判に立ち会う（審理）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判）に立ち会います。

公判では、主に、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。このほか、証拠として提出された物や書類も取り調べます。

2. 評議，評決を行う

証拠を全て調べた後、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定（評決）します。

3. 判決宣告に立ち会う

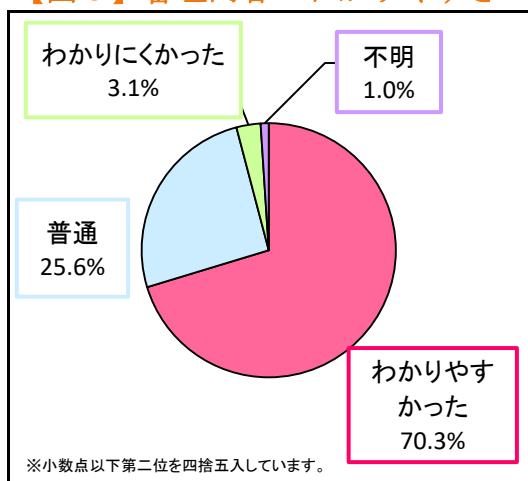
評議が整い判決の内容が決まると法廷で裁判長が判決を宣告し、裁判員としての仕事は終了します。

（裁判員が使用する施設案内について、横浜地裁本庁は[こちら](#)。小田原支部は[こちら](#)。）

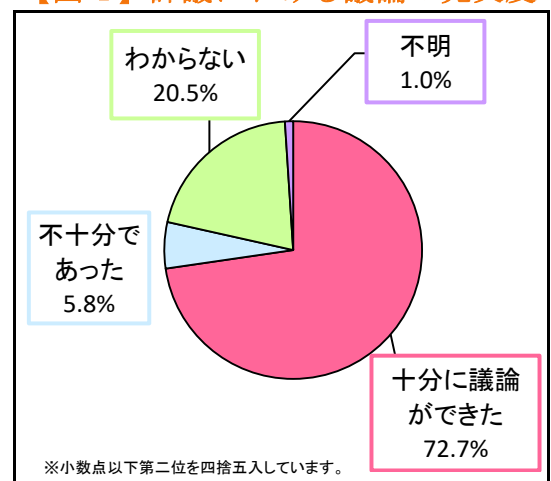
横浜地裁では、審理の内容については、約70%の裁判員が「わかりやすかった」と回答しています【図3】。

また、評議については、約73%の裁判員が「十分に議論ができた」と回答しています【図4】。

【図3】 審理内容のわかりやすさ



【図4】 評議における議論の充実度



■裁判員経験者の声■

- 実際に相反する両方の立場について考え、双方に対する重い責任を感じながら結論を出すという点において、深く考える機会になりました。
- 判決が出されるまでの流れを知る貴重な経験となりました。思っていた以上に一つ一つ丁寧に証拠調べなどを行っていることを知り、裁判への信頼が高まりました。
- 評議に入る前に評議のポイントや全体の流れを説明していただいたので、スムーズに評議に入ることができたと思います。
- 一人一人に平等に話を振って、とても話しやすい雰囲気を作ってくださいました。法律のことも丁寧に教えてくださって、不安が和らぎました。
- 自分の意見も言いやすかったし、皆さんの意見も平等に聴くことができました。こまめに休憩を挟んでいただいたのもありがたかったです。量刑に対する疑問や説明なども丁寧に教えてくださったので参考になりました。

8 裁判をするのは責任重大で気が重いのですが。

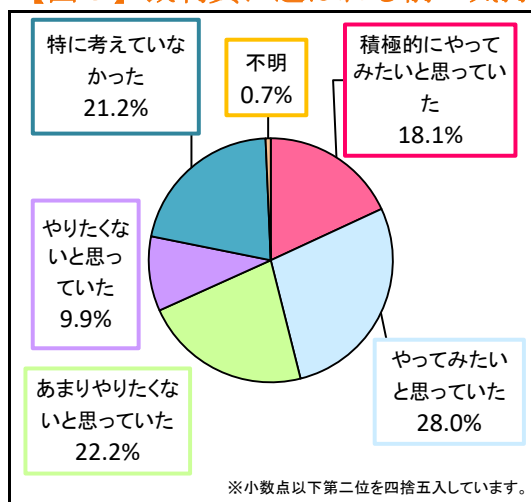
たしかに、刑事裁判は人の一生を左右するものですから、決して裁判員の責任が軽いものということではできません。

しかし、裁判員は1人だけで「裁判をする」のではありません。他の裁判員や裁判官とともに、いろいろな疑問や意見を出し合った上で、「一つのチーム」として、結論を出していくのです。有罪・無罪あるいは刑を決めるという判断は、安易に下せるものではありませんが、チームの全員が、真剣に議論した結果であれば、妥当な結論に至るはずです。

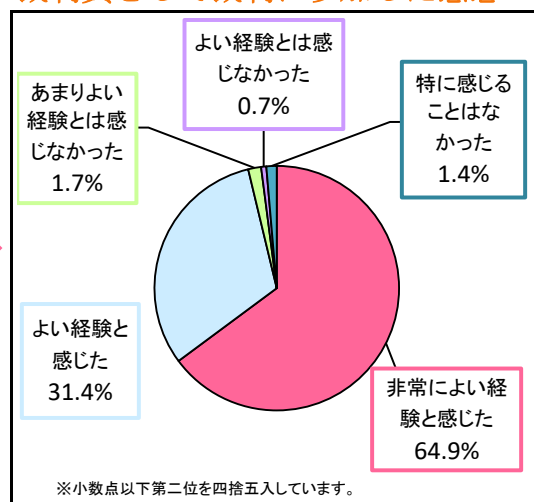
そのために裁判所は、裁判員の方々が充実した議論をしていただける環境整備に努めるとともに、不安を解消できるようにサポートしてまいります。

横浜地裁では、裁判員を経験された方のうち、裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくないと思っていた」又は「やりたくないと思っていた」と回答された方が合計約32%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計約96%の方が「非常によい経験と感じた」又は「よい経験と感じた」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます【図5】。

【図5】裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



■裁判員経験者の声■

- 自分の考え方や見方が狭かったことに気付かされました。もっといろいろな方向から見ることや考えることの大切さに改めて気付き、とても良い経験になりました。
- ふだん仕事では出会えない人たちと一緒に人の人生に関わる刑を考えて、裁判官とも公平な立場で議論して結論を出したことは非常に貴重な体験となり、自分の成長を感じました。
- 自分の考えをうまくまとめて言葉にして人に伝えること、人の話をよく聞くことの大切さを感じました。一人の人生を左右する決断には緊張感がありましたが、その答えを出すために真剣に取り組めたと思います。
- 裁判は自分と関わりのない、よく分からないものという印象でしたが、実際にどのようなことを検討しているのか理解でき、裁判官の方とも話せて司法に対する理解が深まりました。
- ニュースなどで見聞きするイメージよりももっと身近に感じ、裁判のみならず社会のことや福祉のことにも意識を広げることができました。